

同時発表：中部運輸局

令和4年8月8日
自動車局整備課

自動車検査証の有効期間を再延長します ～令和4年8月の大雨の被害を受けて～

令和4年8月の大雨の被害に伴い、福井県全域において自動車検査証の有効期間を延長したところですが、現在福井県内の主要道路の一部が通行止めになっており、嶺北と嶺南を結ぶ道路が遮断されております。

このことから、福井県敦賀市、美浜町、若狭町、小浜市、おおい町、高浜町及び南越前町（以下、「対象地域」という。）に使用の本拠の位置を有する自動車のうち、自動車検査証の有効期間が令和4年8月5日から同年8月14日までの自動車について、令和4年8月15日まで自動車検査証の有効期間を再延長します。

【対象地域】

*福井県（敦賀市、美浜町、若狭町、小浜市、おおい町、高浜町、南越前町）

1. 令和4年8月の大雨による被害に伴い、福井県内の主要道路の一部が通行止めになっており、嶺北と嶺南を結ぶ道路が遮断され、復旧に時間がかかる見込みです。このため、対象地域に使用の本拠の位置を有する自動車は中部運輸局福井運輸支局での継続検査を受けることが困難であり、自動車検査証の有効期間が切れ、使用に支障が生じるおそれがあります。したがって、道路運送車両法第61条の2の規定を適用し、以下のとおり自動車検査証の有効期間を再延長することとし、本日公示したのでお知らせします。

○ 対象地域

福井県（敦賀市、美浜町、若狭町、小浜市、おおい町、高浜町、南越前町）

○ 対象となる自動車

対象地域に使用の本拠の位置を有する自動車のうち、自動車検査証の有効期間の満了する日が、令和4年8月5日から同年8月14日までのもの

（有効期間の確認は、お手持ちの自動車検査証の赤枠欄をご覧ください。）

有効期間の満了する日	令和4年8月5日
------------	----------



○ 延長後の有効期間満了日

自動車検査証の有効期間を満了する日を、令和4年8月15日まで延長

○ 継続検査の手続き

対象となる自動車については、令和4年8月15日までに継続検査を受検すれば引

引き続き自動車をご使用いただけます。

なお、有効期間の伸長による自動車検査証の記載変更の手続きは不要です。

○ 自動車損害賠償責任保険（共済）の手続き（締結手続の特例措置）

継続検査を受検するまでに保険契約期間の終期が到来する保険契約については、継続契約の締結手続きが8月15日を限度として猶予されます。

詳しくは契約先の自動車損害賠償責任保険（共済）代理店等にご相談ください。

2. なお、今後の状況に応じ、有効期間の再伸長及び対象地域の拡大等を検討してまいります。

連絡先

自動車局整備課 杉本、赤松

Tel 03-5253-8111

(内線 42424、42427)

Fax 03-5253-1639

(参考1) 参照条文

道路運送車両法（昭和26年 法律第185号）（抜粋）

- 第61条の2 国土交通大臣は、一定の地域に使用の本拠の位置を有する自動車の使用者が、天災その他やむを得ない事由により、継続検査を受けることができないと認めるときは、当該地域に使用の本拠の位置を有する自動車の自動車検査証の有効期間を、期間を定めて伸長する旨を公示することができる。
- 2 前項の公示があつた場合には、当該地域に使用の本拠の位置を有する自動車の自動車検査証の有効期間は、公示の定めるところにより伸長したものとみなす。

(参考2) 自動車検査証の有効期間を伸長した最近の主な例

- 令和4年8月の大雨による被害を受けて、福井県に使用の本拠の位置を有する自動車のうち、自動車検査証の有効期間が令和4年8月5日から8月7日までの自動車については、令和4年8月8日まで自動車検査証の有効期間を伸長。
- 令和3年7月の大雨による被害を受けて、静岡県熱海市伊豆山に使用の本拠の位置を有する自動車のうち、自動車検査証の有効期間が令和3年7月3日から8月1日までの自動車については、令和3年8月2日まで自動車検査証の有効期間を伸長。
- 令和2年9月の台風第9号による被害に伴い、長崎県佐世保市高島町に使用の本拠の位置を有する自動車のうち、自動車検査証の有効期間が令和2年9月2日から高島町島外への自動車の航送が可能となった日の2週間後の日までの自動車について、高島町島外への自動車の航送が可能となった日の2週間後の日の翌日まで自動車検査証の有効期間を伸長。
- 令和2年7月豪雨による被害に伴い、熊本県、大分県及び岐阜県の一部地域に使用の本拠を有する自動車のうち、自動車検査証の有効期間を令和2年8月4日まで伸長しているところ、被害状況をかんがみ、9月4日まで自動車検査証の有効期間を再伸長。

(参考3) 福井運輸支局長の公示

公 示

道路運送車両法（昭和26年6月1日法律第185号）第61条の2の規定により、下記の地域に使用の本拠の位置を有する自動車であって、当該自動車検査証の有効期間の満了する日が、令和4年8月5日から同年8月14日までのものは、令和4年8月15日をもって満了するものとする。

記

敦賀市、美浜町、若狭町、小浜市、おおい町、高浜町、南越前町

令和4年8月8日

中部運輸局 福井運輸支局長